## 疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて,回答いたします。

工事番号・工事名 | 下管第 15 号 | 鳥屋野幹線管更生 (その 2) 工事

疑義内容(市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)

- 1. 附帯工>足掛け金物設置・撤去工【積算基準(下水)】: 施工第 0-0033 号内訳表において、質疑書により[4 下水道]P.80 (A-2-8)「D-44~50-2 壁立上がり工」で積算。撤去歩掛は、設置歩掛の 50%を計上しています。の回答がありました。積算基準(下水)によりますと、1 個あたり特殊作業員 0.05 人、普通作業員 0.05 人と記載があります。よって設置・撤去で、それぞれの数量を 0.05 \*1.5=0.075 人で計上致しました。以前の 0.07\*1.5=0.105 人で計上してないでしょうか。附帯工の足掛け金物設置・撤去工について、ご確認いただきますようお願いいたします。
- 2. 現場管理費及び一般管理費の諸経費率計算において、新潟県 CALS システム 利用登録料を諸経費の対象外として算出していますでしょうか。ご確認いただ きますようお願いいたします。

回 2

- 1. 平成 24 年度(平成 24 年 10 月 30 日以降適用)積算基準[4 下水道]で積算しています。
- 2. 現場管理費及び一般管理費の諸経費率計算において、新潟県 CALS システム 利用登録料は諸経費の対象外としています。